KEC NICOSカードは、サービスいっぱい いろいろ使えて夢ふくらむカードだよ。

その他にもたくさんのサービスを用意しているよ。詳しくはインターネットホームページを見てね。

インターネットホームページ http://www.nicos.co.jp

優待・割引サービス

映画館・遊園地・カルチャークラブなどなど、身近で楽しい施設が割引利用。

"わいわいプレゼント"

カードの利用金額・件数に応じてポイントされた点数を集めると、もれなく素敵なプレゼント。

海外アシスタンスサービス

※③,④のカードのみの特典となります。

●トラベルアシスタンスサービス
ホテルなどの予約・ガイドの手配から様々なホット情報まで、全て日本語でOK。

●救急医療サービス
急病にも安心、24時間日本語でOK。160ヵ国 21,000の医療機関から医師を派遣。

●緊急キャッシュアドバンスサービス
カードの紛失や盗難にも、最高30万円までお立替えサービスを日本語で対応。

情報BOXサービス

Jリーグ情報から日本信販の各種サービスまで、音声とFAXで24時間ご案内。

多彩なお支払い方法

1回・ボーナス1回払いから分割・リボ払いまで多彩なお支払い。さらに2回払いも可能。また、海外でもプランに合わせて分割・リボ払いがOK。

キャッシングサービス

どうしても現金が必要な時、カンタン便利にご利用できます。CD・ATMは、日曜・祭日もOK。

情報誌「PARTNER」

タイムリーな情報が満載、便利でお得なカタログショッピングも好評。

クレジットセイバーサービス

思いがけないアクシデントで万一、会員の方が重度障害(難病も含む)になった祭に、それまでのカードご利用分のお支払い残金を免除するサービスです。

海外旅行傷害保険サービス

※③,④のカードのみの特典となります。

海外での病気やケガはもちろん、カメラ等携行品の損害にも補償適用。（生計を共にする同居の家族にも適用されます。）

●海外旅行傷害保険による保険金額

項目	金額
●死亡・後遺障害	2,000万円（傷害による最高金額）
●傷害治療費用	200万円
●疾病治療費用	200万円
●救援者費用	200万円
●賠償責任	2,000万円
●携行品	合計最高20万円（自己負担額3,000円）

※海外旅行損害保険は、ご入会1カ月以降に出発される海外旅行より自動付帯となりご旅行の都度適用されます。また補償期間は、一旅行（日本出発から帰国まで）あたり、最長90日間です。
※上記保険金額は補償される最高金額であり、同様の保険が付帯されたカードをお持ちの場合、按分して支払われる場合があります。保険適用において、限度額が設定されていることがありますので、詳しくは「カード補償サービスのご案内」をご覧ください。

携帯品補償サービス

国内で持ち出し中のカメラ・ビデオ・バッグの盗難や事故に年間最高15万円まで補償。(自己負担は、5,000円)

※事故日以前6ヵ月以内にカード利用されていることが条件となります。

カード盗難保険

カードの紛失や盗難など、もしもの時も安心です。お届け日の60日前にさかのぼってそれ以降に他人に不正使用された損害金をお支払いいたします。

※入会と同時に自動加入となります。

国内旅行傷害保険サービス

国内旅行でも最高1,000万円死亡・後遺障害保険が自動付帯。入院・通院も補償。

※旅行費用のカードによるお支払いが条件となります。

KEC（コナミエンタテインメントクラブ）ジュニアカード

君ならどれを選ぶ？

ジュニアカード会員特典

キャラクターを選べる!

君のセンスに合わせて、キャラクターが選べる4種類のカードを用意したぞ。

① Shioriカード

② ゴエモンカード

③ パワプロ君カード

④ KECロゴカード

コナミ・オリジナル商品をプレゼント!

KEC通信販売を利用した金額に応じて、他では手に入らないコナミ・オリジナル商品をもれなくプレゼント!
※年度によってキャンペーン内容・商品が変わりますので、別途ご案内致します。
※写真は実際の商品と異なります。

君の名前が、カードに入る!

お気に入りのキャラと並んで君の名前をカード表面にカッコよく印字。世界に1枚しかない、君だけのカードを手にしよう。

※ジュニアカードはクレジットカードではありません。

お申し込み対象

●18歳以下の方のみ

お申し込み方法

●ジュニアカード申込用紙に必要事項を記入の上、郵送してください。
（このパンフレットはのりづけすると封書になります。切手は不要です。）

■この会員規約（要約）は、カード会員規約の抜粋を口語体で記したものです。
■お申込みの受付後、入会審査をさせていただきます。当社が入会を承認した場合は、カードとともに会員規約の全文をお送りします。カードのご利用限度額はその際ご案内いたします。
■会員規約をよく読み、必ずカード上の署名欄に自署した後にカードをご使用ください。会員規約を承認できない場合は、直ちにカードを当社へ返却し入会申込を撤回できます。
■なお、入会申込書は返却いたしません。あらかじめご了承ください。
私は下記のコナミ エンタテインメントクラブ会員規約（要約）を承認のうえ入会の申込みをします。

コナミ エンタテインメントクラブカード会員規約（要約）

（NICOSカード）

1（会員および家族会員）
会員は、家族会員が利用したカード代金についても支払の責任を負います。

2（カードの貸与）
カードは、会員に貸与するもので会員のみが利用でき、他人に貸したり、譲ったり、担保提供することはできません。

3（有効期限）
カードの有効期限はカードに表示し、当社が認める場合に更新いたします。

4（年会費）
カードの年会費（盗難保険手数料含）は、毎年自動継続でお支払いいただき、返金はいたしません。

5（暗証番号）
暗証番号は他人に知られないよう十分ご注意ください。
※当社が暗証番号を聞くことは一切ありません。

6（締切日・支払日、支払方法、カードショッピングの手数料・カードキャッシングの利息）
右記のご案内をご参照ください。

7（遅延損害金）
年29.2%。ただし、カードショッピングの3回以上の分割払いの場合には、残金の全額に対して商事法定利率を超えないものとします。

8（期限の利益喪失）
ショッピングの支払を遅滞され、当社から書面で20日以上の猶予期間を定めて請求されても、なおお支払のない時やキャッシングの支払を1回でも遅滞された時は、残金を一括してお支払いただきます。

9（届出事項の変更）
氏名・住所・指定振替口座等の変更は、速やかに当社へご連絡ください。

10（カードの紛失・盗難）
カードの紛失・盗難の場合は、速やかに当社へ連絡のうえ指示に従ってください。
損害は盗難保険により補填されます。ただし、会員に故意や重大な過失があったり、会員の家族等、関係者によって使用されたり、会員規約に違反している場合は、会員がすべての損害を負担することとなります。

11（信用情報機関等への登録と利用の同意等）
お申込者は、信用情報機関に信用情報が登録され、利用されることに同意していただきます。

12（支払停止の抗弁）
商品を受取っていない、欠陥がある等の場合、その商品についての支払を停止できる場合があります。加盟店と話し合ったうえで問題が解決しない時は、速やかに当社へご連絡ください。

〔相談窓口〕
1カードで購入された商品等についての問合せ・相談は加盟店にご連絡ください。
2本規約やお支払（「12支払停止の抗弁」等）に関する問合せ・相談は当社にご連絡ください。

※入会申込をするカード発行会社は次の通りです。

会社	登録番号		所在地
日本信販株式会社	登録番号・関東財務局長	（5）第00115号	東京都文京区本郷3-33-5（日本信販ビル）
青森日本信販株式会社	登録番号・東北財務局長	（4）第00058号	青森市橋本1-2-1（安田生命ビル）
秋田日本信販株式会社	登録番号・東北財務局長	（4）第00062号	秋田市大町2-4-44（秋田第一ビル）
山形日本信販株式会社	登録番号・東北財務局長	（4）第00060号	山形市香澄町2-2-36（山形センタービル）
日本信販岐阜株式会社	登録番号・東海財務局長	（5）第00059号	岐阜市神田町9-25（大岐阜ビル）
近畿日本信販株式会社	登録番号・近畿財務局長	（5）第00231号	神戸市中央区東川崎町1-8-1（オーガスタプラザ）
西日本信販株式会社	登録番号・中国財務局長	（5）第00044号	米子市明治町125（ニッセイ米子ワシントンビル）
西部日本信販株式会社	登録番号・福岡財務支局長	（5）第00037号	福岡市博多区下川端町9-3（津田ビル）
南日本信販株式会社	登録番号・九州財務局長	（5）第00022号	熊本市辛島町5-1（日本生命ビル）

料金受取人払
芝局承認
9911
差出有効期間
平成11年3月
31日まで
（切手を貼らずにご投函ください）

200

（受取人）
東京都港区虎ノ門4-3-1
コナミ株式会社CE事業部内

コナミ エンタテインメントクラブ事務局 行

切取った後、裏側にノリをつけて貼ってください。

キリトリ線

カードショッピングのご案内

締切日・支払日
毎月5日に締切り、当月27日から口座振替にてお支払いただきます。

お支払方法・手数料
●以下の①〜⑤のお支払方法から、ご利用のつどご指定いただけます。
※一部の加盟店では、以下のお支払方法や、手数料が異なる場合がございます。ご確認のうえご利用ください。
※手数料は金融情勢等の変動により改定させていただくことがございます。

①1回払い②2回払い③ボーナス1回払い
手数料なし(0%)。ご利用代金は一括して(2回払いの場合は2回にわけて：1円単位)お引落しいたします。
※ボーナス1回払いのお取扱期間・お支払月は、加盟店でご確認ください。

④分割払い
ご指定いただいたお支払回数に分割してお引落しいたします。
分割回数と手数料は次の通りとなります。

支払い回数（支払い期間）	3回（3ヵ月）	6回（6ヵ月）	10回（10ヵ月）	15回（15ヵ月）	20回（20ヵ月）
実質年率（%）	10.25	11.75	12.25	12.50	12.50
利用代金100円当たりの分割払い手数料の額（円）	1.71	3.42	5.70	8.55	11.40

〈お支払例：ご利用代金5万円、10回払いの場合〉
●分割払手数料　50,000円×(5.7円／100円)＝2,850円
●支払金合計　50,000円＋2,850円＝52,850円
●月々の支払金　52,850円÷10回＝5,285円
※月々の支払金は1円単位とします。

⑤リボルビング払い
ご入会の時にご指定いただいた「リボコース」の金額に手数料を加算してお引落しいたします。手数料はご利用残高に対して1.02%(実質年率12.24%)です。
〈お支払例：リボコース1万円、当月5日のご利用残高が5万円の場合の当月支払額〉
●支払元金〈リボコース〉　10,000円
●手数料　50,000円×1.02%＝510円
●当月の支払金額　10,000円＋510円＝10,510円

カードキャッシングのご案内

締切日・支払日
毎月末日に締切り、翌月の27日から口座振替にてお支払いただきます。

お支払方法・お利息
●次の3種類のお支払方法から、ご利用のつどご指定いただけます。

①1回払い
ご利用金額にお利息を加算して一括でお引落しいたします。

②リボルビング払い
ご入会の時にご指定いただいた「リボコース」の金額にお利息を加算してお引落しいたします。

③短期キャッシング
月曜日から日曜日までのご利用分(毎週日曜日締切)にお利息(1万円につき50円)を加算して翌金曜日にお引落しいたします。（この金曜日が12日・27日の場合は翌営業日）
※短期キャッシングは、お支払口座が三和銀行・東海銀行・郵便貯金のいずれかを登録されており、当社設置のCD・ATMをご利用になる時ご指定いただけます。

お利息の利率・お支払期間等は次の通りとなります。

支払方法	利率	返済方法	支払期間
① 1回払い	実質年率27.60%	元利一括払い	27日〜57日
② リボルビング払い	実質年率29.16%（ゴールドカードは実質年率15.0%）	元本定額リボルビング払い	毎月末日締切（翌月から27日支払）
③ 短期キャッシング	実質年率 16.59%〜36.50%（ご利用金額に対して0.5%）	元利一括払い（毎週日曜日締切 翌金曜日支払い）	5日〜11日

※「③短期キャッシング」を除き初回のお利息は日割り計算となります。
※お利息は、金融情勢等の変動により改定させていただくことがございます。
(遅延損害金：年29.20%)

KONAMI

カード会員申込書

KONAMI ENTERTAINMENT CLUB

NICOS CARD & ジュニアカード

のりしろ ⑤と貼り合わせてください。

KECカードの会員特典

お好きなカードが選べます

3種類の中から、お好きなデザインを選べます。

① Shioriカード　② パワプロ君カード

③ KECロゴカード/VISA　④ KECロゴカード/マスター

コナミ・オリジナル商品をプレゼント

KEC NICOSカード会員になると、KEC通信販売の年間ご利用金額に応じて、他では手に入らないコナミ・オリジナル商品をもれなく差し上げます。

※年度によってキャンペーン内容・商品変わりますので、別途ご案内致します。
※写真は実際の商品と異なります。

毎年抽選で、豪華商品が当たる

KEC NICOSカード会員の中から、毎年抽選で豪華賞品をプレゼントいたします。

●ご利用金額に応じて、当選確率がUPします。
(※KEC以外のNICOS加盟店でのご利用も含みます。但し、ショッピングのご利用のみが対象となります。)
※写真は実際の商品と異なります。

お申し込み方法

●この申込用紙に必要事項を記入の上、郵送してください。(このパンフレットは、のりづけすると封書になります。切手は不要です。)

年会費

① Shioriカード、② パワプロ君カード … 500円(消費税別)※初年度は無料です。
③、④ KECロゴカード …………………… 1,250円(消費税別)※初年度は無料です。

お申し込み対象

原則として、18歳以上で安定継続収入のある方。または、高校生を除く18歳以上で学生の方。
※カード会社の審査によりご入会できない場合がございますので、ご容赦願います。

のりしろ ⑥と貼り合わせてください。

のりしろ ①と貼り合わせてください。

コナミ エンタテインメントクラブカード申込書

コナミ株式会社
日本信販株式会社 御中

裏面記載の規定(要約)をよくお読みになってからお申込みください。

お申込み年月日　平成　年　月　日

私(学生または未成年の場合には親権者の同意を得たのちに)は裏面記載の会員規定(要約)を承認のうえ、カード会員の入会申込みをします。貴社が入会を承認する場合にはカードと共に会員規定の全文を送付してください。送付された会員規定を承認することができない場合には私は直ちに貴社にカードを返却して本人申込みを撤回できるものとします。

KEC会員番号	
S区分	S担当
0〜0	0

東京都文京区本郷3-33-5　03(3811)3111(代)
登録番号　関東財務局長(5)第00115号
又は　日本信販　株式会社
登録番号　財務局長(　)第　号

お申込みカードに○をつけてください。

① Shioriカード　② パワプロ君カード　③ KECロゴカード/VISA　④ KECロゴカード/マスター

カード	提携コード	デザインコード	種別コード
① Shioriカード	933	一般 001 / 学生 301	一般 001 / 学生 301 / 短大/専門 302
② パワプロ君カード	933	一般 002 / 学生 303	一般 002 / 学生 303 / 短大/専門 304
③ KECロゴカード/VISA	933	一般 751 / 学生 351	一般 751 / 学生 351 / 短大/専門 352
④ KECロゴカード/マスター	933	一般 701 / 学生 321	一般 701 / 学生 321 / 短大/専門 322

お申込み人氏名(本人自署)　フリガナ　印
ローマ字　FIRST NAME(名)/1マスお空けください/LAST NAME(姓)
◀19文字以上の方は、FIRST NAME(名)をイニシャルでご記入ください。

性別　1 男　3 女　生年月日　年　月　日生　才　カード保険　加入　暗証番号
4桁の覚えやすい数字をご登録ください("0000"と"9999"はご登録できません。)▲

ご住所　〒□□□-□□　フリガナ
TEL　(　)　自・呼・寮　住所コード

ご家族　配偶者:有・無　子供:　人　他家族:　人
ご住所　持家(一戸建・マンション)　賃貸(借家・マンション　公営・社宅・官舎　アパート・寮・間借)
居住年数　年

▲右上のお支払口座をご指定のうえ、以下の項目をできるだけ詳しくご記入ください。

申込人が
A 主婦の方は→ご主人のお名前・お勤め先を記入。
B 学生の方は→ご両親(特に父親)のお名前と学校名を記入。
C お勤めの方

ご主人氏名 / ご両親氏名(主にお父様)　氏名　フリガナ　同意印
※未成年の方は同意印が必要です。
生年月日　1 昭和　2 大正　年　月　日生

お勤め先 / 学校名　フリガナ　TEL　(　)
営業内容 勤続年数　年　ヵ月　役職名
勤務先所在地(学生の方はご両親のご住所)　〒□□□-□□　TEL　(　)　内線(　)

学生の方はこの部分に学生証コピーの端をのりづけしてください。

ご利用時にリボルビング払いを指定される場合の、前月の元金お支払い額ご希望コース

ショッピング			キャッシング	
A 5,000円	D 20,000円	G 50,000円	A 10,000円	D 40,000円
B 10,000円	E 30,000円		B 20,000円	E 50,000円
C 15,000円	F 40,000円		C 30,000円	学生の方は3万円コースまで。

●ご指定がない場合は自動的にショッピングはBコース、キャッシングはAコースとさせていただきます。
●任意追加支払がご利用いただけます。翌月に増額返済をご希望の場合は、前月月末までに最寄りの日本信販営業店までご連絡ください。

現在お持ちのカード　1 JCB　2 VISA　3 UC　4 DC　5 MC　6 ダイナース　7 アメックス　8 その他(　)
借入金残高がある方はご利用中の他社ローン残高をご記入ください。(住宅ローンを除く)　借入件数　件　借入額(残高)　万円

NICOS 情報誌「PARTNER」定期購読(年10冊・税別2,000円　毎年自動継続)
1 申込む　0 申込まない

▼右上の民間金融機関又は郵便局と同じ口座内容をご記入ください。

お支払口座
民間　銀行・信用金庫・信用組合・農・漁協　本店・支店・出張所　種目 1 普通(総合) 2 当座　口座番号
郵便局　通帳記号　の　通帳番号　9900
口座名義人　フリガナ
取引項目　1 普通　2 当座　3 定期性預金　4 給与・年金振込　5 公共料金引落　6 各種ローン
取引年数　年

※白地のところのみ、お客様がご記入ください。

のりしろ ②と貼り合わせてください。

(日本信販使用欄)

会員氏名		会員番号	- - -
現住所	(郵便番号　)連絡先TEL　-　- 自宅・勤務先		

預金口座振替依頼書・自動払込用申込書(収)(加)
民間金融機関または郵便局のうちどちらか一つをご指定ください。

捨印

収納企業名	日本信販株式会社	振替日・払込日	毎月27日(休業日の場合はその翌営業日)

民間金融機関
ご指定　銀行・信用金庫・信用組合・農協・漁協　本店・支店・出張所　御中
口座　1 普通預金(総合口座)　2 当座預金　口座番号

郵便局
種目コード	契約種別コード	通帳記号		通帳番号(右からつめてご記入ください。)
1 6 6	3 4		の	

払込先口座番号　00190-5-73326　払込先加入者名　日本信販株式会社

口座名義人(預金者のお名前)　フリガナ　お届け印　◀通帳の印

私は、日本信販株式会社から請求された金額を私名義の預金から次のとおり口座振替により支払うことにしたいので、下記条項を確認のうえ依頼します。
1.預金の支払手続きについては、当座鑑定勘定約定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出しまたは普通預金払戻請求書を提出いたしませんから貴店所定の方法で処置してください。なお、振替日が変更された場合は請求書に記載された日付をもって処理されてもさしつかえありません。
2.指定預金口座の残高が振替日において引落請求票を返却されても、また指定日以降に再度振替えられても異議ありません。
3.この預金口座振替契約は貴店が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。
4.上記会員番号につき別番号の追加利用、又は変更があっても本書は有効として扱われてもさしつかえありません。
5.この取引きついてかりに紛議が生じても貴店の責によるものを除き、すべて私と日本信販株式会社との間において解決するものとし貴店には一切ご迷惑をかけません。　以上

金融機関使用欄　検印　印鑑照合　受付印　承認

※口座振替依頼書/自動払込利用申込書に不備がありませたら下記該当箇所に○印をつけて日本信販へご返送ください。

取扱い	1.印鑑相違	4.名義人相違	7.支店名相違
金融機関→日本信販	2.預金種目相違	5.口座番号相違	8.その他(　)
郵便局	3.印鑑不鮮明	6.預金取引なし	

口座振替・自動払込みがご利用いただける金融機関(平成9年4月1日現在)
銀行
〔都市銀行〕全行　〔地方銀行〕全行
〔信託銀行〕全行　〔長期信用銀行〕全行
〔信用金庫・労働金庫〕全金庫
(信用組合・農・漁協)一部お取扱していない店舗がありますので、詳細は日本信販までお問い合わせください。

受付郵便局日附印

※郵便局の自動払込みの場合で不備がありましたら下記宛ご返送ください。
〒113　東京都文京区本郷3-23-15(日本信販第二ビル)
日本信販(株)　東京統括本部　東京事務センター不備返戻係　宛

(不課税文書)

のりしろ ①

ジュニアカード申込の方はこの申込書のみにご記入ください。

KECジュニアカード申込書

コナミ株式会社　御中
私は、下記記載の会員規約を承認の上、私の子供のKECジュニアカード会員の入会申込みをいたします。

カード番号

●太枠内にもれなくご記入ください。

カードデザイン選択覧　ご希望のデザインの番号1つに○をつけてください。ご指定のない場合は④とさせていただきます。
① Shioriカード　② ゴエモンカード　③ パワプロ君カード　④ KCEロゴカード

ご住所　〒　-　フリガナ　都道府県
※アパート・マンション・寮等の場合は、名称・号棟・室番号までご記入ください。
TEL　自宅・寮・呼出　(　)

ご氏名　フリガナ
ローマ字　19文字以上の方は、FIRST NAME(名)をイニシャルでご記入ください。
1男　2女　1昭　2平　年　月　日生　歳　職業または学年

保護者署名　フリガナ　印

※このカードは、18歳以下の方が申し込みいただけるIDカードです。クレジットカードではありません。

KECジュニアカード会員規約

【第一条　入会資格】
KECジュニアカードは、18歳以下の方を対象とし、入会に際し保護者承認印を条件といたします。会員の資格はKECジュニアカード(会員証)をもってあらわし、数々の特典をご利用いただけます。

【第2条　申し込み方法】
申し込み方法は、入会申込用紙に必要事項を記入し、KECジュニアカード係まで郵送いただきます。

【第3条　カードの譲渡・貸与】
KECジュニアカードは、他人に譲渡・貸与することはできません。カードの所有権はコナミ株式会社に属します。カード名義人ご本人以外からの変更手続きは、お断りいたします。

【第4条　変更手続き・紛失】
① 会員はコナミ株式会社と東洋興業株式会社が相互に業務上必要な範囲で会員のカード入会に関する情報の提供または、交換がなされることに同意します。
② 入会申込書の記載事項に虚偽が認められた場合はカードを無効とし、会員名簿より削除することがあります。
③ 会員規約は諸事情により、変更されることがあります。

のりしろ ②

※この部分は不要ですので、切りとったうえ、ご返送ください。
キリトリ線

KEC(コナミエンタテインメントクラブ) ジュニアカード

君ならどれを選ぶ?

ジュニアカード会員特典

キャラクターを選べる!

君のセンスに合わせて、キャラクターが選べる4種類のカードを用意したよ。

① Shioriカード

② ゴエモンカード

③ パワプロ君カード

④ KECロゴカード

コナミ・オリジナル商品をプレゼント!

KEC通信販売を利用した金額に応じて、他では手に入らないコナミ・オリジナル商品をもらえるよ!プレゼント!

※年度によってキャンペーン内容・商品が変わりますので、別途ご案内致します。

※写真は実際の商品と異なります。

君の名前が、カードに入る!

お気に入りのキャラと並んで君の名前をカード表面にカッコよく印字。世界に1枚しかない、君だけのカードを手にしよう。

※ジュニアカードはクレジットカードではありません。

お申し込み対象

●18歳以下の方のみ

お申し込み方法

●ジュニアカード申込用紙に必要事項を記入の上、郵送してください。このパンフレットはのりづけすると封書になります。切手は不要です。

ご利用はカード&サイン

ご利用は、海外でも国内でも、JCB加盟店のレジでカードを提示のうえ、売上票にご自分の名前をサインするだけ。とても簡単です。

お支払いはプランに合わせて選べます

JCBカードなら、ご自分のプランに合わせて次のようにお支払いが選べて便利です。ご利用の際は、取扱店と確認のうえ店頭でお申し出ください。(とくにお申し出のない場合は、1回払いとなります。)

お支払いの種類	お支払日	手数料
1回払い	毎月15日に締め切り、翌月10日にお支払い	不要
2回払い	毎月15日に締め切り、翌月10日と翌々月10日の2回に分けてお支払い	不要
ボーナス一括払い	12/16〜6/15のご利用は8/10に、7/16〜11/15のご利用は1/10にお支払い	不要
リボルビング払い	一定金額の元金と締切日(15日)のご利用残高に応じた所定の手数料を、毎月10日にお支払い	実質年率9.00%〜13.20%※

※13.20%を基準として、ご利用状況により変動いたします。お客様の手数料率は、ご入会後にご案内いたします。(月利0.75%〜1.10%)

●2回払い、ボーナス一括払いは、海外ではご利用いただけません。

●カードご利用代金のお支払いは、ご指定の預金口座からの自動振替です。

JCBリボルビング払い(分割払い)のご案内

手軽にご利用いただける分割払いです。毎月のお支払いはほぼ一定額となりますので、計画的にお支払いいただけます。

■毎月のお支払い元金

次よりお選びいただけますので、この入会申込書でご指定ください。

Ⓒ5千円 Ⓓ1万円 Ⓔ1万5千円 Ⓕ2万円 Ⓖ3万円 Ⓗ5万円 ※ご指定のない場合は、Ⓓ1万円とさせていただきます。

■手数料:締切日のご利用残高に上記の手数料率を掛けて算出します。

〔初回のみ日割計算:手数料率×日数(締切日の翌日より翌月10日まで)/365日〕

■お支払い例 6月30日に7万円をご利用の場合

(定額コース1万円、手数料率13.20%の場合)

初回 8月10日のお支払い(7月15日締切)
イ.お支払い元金 10,000円
ロ.手数料 658円
(7万円×13.20%×26日/365日)
ハ.8月10日のお支払い金額(弁済金)(イ+ロ)10,658円

9月10日のお支払い(8月15日締切)
イ.お支払い元金 10,000円
ロ.手数料 660円
(6万円×1.10%)
ハ.9月10日のお支払い金額(弁済金)(イ+ロ)10,660円

JCBリボカード・リボルビング払い専用カード
国内・海外すべてのJCB加盟店でのご利用分が、自動的に「リボルビング払い」になる専用カードです。ご入会後ご案内します。

●リボカードをご希望されない方は、海外のショッピングご利用分がすべてリボルビング払いとなる「海外リボルビングサービス」をご用意しています。ご入会後ご案内します。

※万一、紛失・盗難にあわれても、JCBへお届けいただいた日から60日前にさかのぼり、それ以降に不正使用された金額はJCBが負担します。紛失・盗難のご連絡は、国内外とも24時間年中無休で承ります。

コナミ エンタテインメントクラブJCBカード会員規定

第1条(名称) 本カードは、コナミ株式会社(以下「当社」という。)と株式会社ジェーシービーおよび株式会社三和カードサービス(以下両社を「JCB」という。)が提携して発行するものでコナミ エンタテインメントクラブJCBカード(以下「カード」という。)と称します。

第2条(会員) 本規定および別途JCBの定めるJCB会員規約を承認のうえ入会を申し込み、当社およびJCB(以下「両社」という。)が認めた方を会員(以下「会員」という。)とし、JCBがカードを貸与します。

第3条(サービスの利用) 会員は、当社(当社のグループ・関係会社を含む)が提供するサービスを受ける場合、当社所定の方法により利用するものとします。

第4条(会員情報の提供と交換およびその保護) 1.会員は、両社において業務上必要な範囲で、会員に関する情報の提供または交換がなされることを承認します。
2.両社は第1項により知り得た会員の情報について、会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。

第5条(会員資格の喪失) 会員が当社会員資格またはJCB会員資格のいずれかを喪失した場合は、本規定による会員資格も喪失するものとします。

第6条(業務委託) 株式会社三和カードサービスは、会員のカード利用代金および手数料等の会員に対する債権(家族会員分含む)の請求事務を株式会社ジェーシービーに業務委託できるものとします。

会員規約(個人用一抄一)

〈一般条項〉

第1条(会員) 1.株式会社三和カードサービス(以下「当社」という。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)が運営するクレジットカード取引システムに当社およびJCB(以下「両社」という。)所定の入会申込書において、本規約を承認のうえ、会員の区分を指定して申し込まれた方で両社が入会を承認した方を本会員といいます。 2.本会員が代金の支払いその他両社との契約に関する一切の責任を引き受けることを承認した家族で本規約を承認のうえ申し込み、両社が入会を認めた方を家族会員といいます。なお、家族会員は自己の利用に基づく債務について責任を負うものとします。 3.本会員と家族会員を会員といいます。 4.会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。 5.会員には、ゴールド会員、一般会員等の区分があります。会員区分により、カードの利用できる範囲、利用限度額、利用方法、家族会員の有無等が異なります。

第2条(カードの貸与) 1.当社は会員(以下家族会員を含む。)本人に両社が発行するクレジットカード(以下「カード」という。)を貸与します。カード上には、会員氏名・会員番号・カードの有効期限等が表示されています。 2.会員は当社よりカードを貸与されたときは、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。 3.カードはカード上に表示された会員本人以外は使用できません。会員は善良なる管理者の注意をもってカードを使用し管理しなければなりません。また、カードの所有権は当社にありますので、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等に利用したりしてカードの占有を第三者に移転することは一切できません。

第5条(年会費) 会員は当社に対し、別に定める期日に所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費は理由の如何を問わずお返しいたしません。

第9条(支払い) 1.会員のカード利用代金および手数料等の当社に対する債務(家族会員分を含む)は、毎月15日に締め切り、翌月10日(当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に予め会員が届け出た金融機関の預金口座(以下「預金口座」という。)から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により翌々月以降の約定支払日の支払いとなることがあります。なお、支払額の口座振替ができない場合には当該金融機関との約定により、約定支払日以降、支払額の全額または一部につき口座振替できるものとします。 2.会員が海外でカードを利用した場合等の会員の外貨建債務については、JCBがJCBカード取扱加盟店(以下「加盟店」という。)等に債権譲渡代金等を支払った時点の銀行の対顧客電信売為替相場を基準としたJCB所定の円換算の方法により、円換算した円貨により、会員は当社に対し支払うものとします。

第10条(遅延損害金) 会員が当社に対する債務を約定支払日に支払わなかった場合には、支払元金に対しその翌日から支払日に至るまで、また、期限の利益を喪失した場合には、残債務元金に対し期限の利益喪失の日以降最初に到来する約定支払日の翌日から完済に至るまで、年30.00%の割合(1年を365日とする日割計算)による損害金を付加して支払うものとします。

第12条(期限の利益の喪失) 1.会員が次のいずれかに該当する場合には、会員は当社に対する債務について何らの通知、催告を受けることなく当然に期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。(1)当社に対する債務を約定支払日に支払わなかったとき。ただし、ショッピング関係条項のリボルビング払い(以下「リボルビング払い」という。)による債務については、第28条の当該弁済金を遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらず、その期限までに支払わなかったとき。(2)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。(3)差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。(4)破産、和議の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。 2.会員は、次のいずれかに該当する場合には、当社の請求により当社に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。(1)本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重要な違反となるとき。(2)その他会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。(3)会員資格を喪失したとき。ただし、リボルビング払いによる債務についてはこの限りではありません。

第17条(信用情報機関等への照会および登録) 1.当社またはJCBが入会審査、ローン審査、保証審査および会員の資格審査を行うに際して、日本クレジットカード協会加盟のクレジットカード会社、当社またはJCBが加盟する信用情報機関および当該信用情報機関と提携する信用情報機関に、会員および入会申込者の信用情報が登録されている場合には、当社またはJCBがこれを利用することに同意するものとします。 2.本規約により発生した客観的な取引事実に基づく信用情報および入会申込の事実を、日本クレジットカード協会加盟のクレジットカード会社、当社またはJCBが加盟する信用情報機関に7年を超えない期間登録され、当該日本クレジットカード協会加盟のクレジットカード会社、当該信用情報機関の加盟会員、当該信用情報機関と提携する信用情報機関の加盟会員が、自己の取引上の判断のために利用することに同意するものとします。

第20条(合意管轄裁判所) 会員は会員と当社またはJCBとの間の訴訟についての管轄裁判所を当社またはJCBの本社、支社、支店、営業所の所在地、会員の住所地、および購入地を管轄する裁判所とすることに同意するものとします。

8ポイントで印刷した会員規約全文はカード送付時に同封します。

〈ショッピング関係条項〉

第24条(カードの利用) 1.会員はJCB、JCBの提携会社および関係会社の国内および国外加盟店にカードを提示し、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うことにより商品の購入、サービスの提供等を受けることができます。なお、売上票への署名にかえて、加盟店に設置されている端末機で、所定の手続きにより同様のことができます。 2.通信販売、電話予約販売等当社が特に認めた場合には、会員は当社が指定する方法によりカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。 3.カードの利用に際して、利用金額、購入商品や提供を受ける役務によっては当社の承認が必要となります。この場合、会員は、加盟店が当社に対してカードの利用に関する照会を行うことを予め承認するものとします。なお、当社は、会員のカード利用が適当でないと判断した場合にはカードの利用を断ることがあります。また、貴金属・金券類等の一部の商品については、カードの利用を制限させていただく場合があります。

第25条(リボルビング利用限度額) 1.リボルビング払いによる利用の限度額(以下「リボルビング利用限度額」という。)は、第6条のカード利用限度額の範囲内で、当社が別途通知した限度額以内とします。また、当社は会員のカード利用状況等に応じて、リボルビング利用限度額を増額または減額することができるものとします。なお、リボルビング利用限度額を設定されていない会員は、リボルビング払いを利用できません。 2.会員は、リボルビング利用限度額を超過してリボルビング払いを利用した場合は、利用限度額を超過した金額を一括して支払うものとします。なお、この場合、一括払いとする会員の債務は当社が所定の順序により決めるものとします。

第26条(加盟店からの債権譲渡の承認) 1.会員は、加盟店において商品の購入、サービスの提供等を受けるためにカードを利用した場合に生じた加盟店の会員に対する債権の譲渡について次のいずれの場合についても予め異議なく承認するものとします。(1)加盟店から当社に譲渡すること。(2)加盟店からJCBに譲渡した債権をJCBが当社に譲渡すること。(3)加盟店からJCBの提携会社に譲渡した債権を同社が当社に譲渡すること。(4)加盟店からJCBの関係会社に譲渡した債権を同社がJCBに譲渡し、更にJCBが当社に譲渡すること。 2.会員はJCB・アメックス国際カードの利用により生じたアメリカン・エキスプレス社加盟店の会員に対する債権については、当該加盟店からアメリカン・エキスプレス社に譲渡した後同社からJCBに譲渡し、更にJCBが当社に譲渡することを予め異議なく承認するものとします。 3.商品の所有権は、当社が加盟店から債権を譲渡されたことにより加盟店から当社に移転し、当該利用代金の支払金完済まで当社に留保されることを会員は予め異議なく承認するものとします。

第28条(リボルビング払いの支払い) 1.リボルビング払いを指定された場合は、会員の指定した支払いコースにより、毎月15日の締切日のリボルビング利用残高に応じて別途定める支払元金に、当社所定の手数料率をもって次の(1)および(2)により計算された手数料を加算した金額(以下「弁済金」という。)を当社に支払うものとします。なお、弁済金の、当社に対する会員の債務の充当は、当社所定の方法により行います。(1)新規利用分の第1回約定支払日までの手数料は、締切日の翌日より翌月10日までの、1年を365日とした日割計算によるものとします。ただし、日割計算となる金額は、リボルビング利用限度額から、締切日における新規利用額を加算する前のリボルビング利用残高を差し引いた金額を超えない範囲とします。(2)第2回以降の約定支払日までの手数料は、毎月10日の約定支払後のリボルビング利用残高に対して月利方式による計算とします。 2.次のいずれかに該当する場合は、それぞれの当該金額を支払元金とします。(1)締切日のリボルビング利用残高が所定の支払元金に満たない場合は、リボルビング利用残高の金額。(2)ボーナス増額払いを指定された場合のボーナス指定月は、会員が指定した加算額を所定の支払元金に加算した金額。(3)当社が認めて、会員が支払元金、支払コースの変更およびボーナス増額払いの追加指定、または加算額の変更をした場合はそれぞれ変更後の金額。 3.リボルビング払いによる利用代金については、第9条の支払方法のほか当社所定の方法で随時に支払うことができます。この場合の手数料は第1項の(1)については締切日の翌日から支払日まで、(2)については約定支払日の翌日から支払日までの、年365日の日割計算とします。なお、弁済金の、当社に対する会員の債務の充当は、当社所定の方法により行います。

〈キャッシング、カード・ローン関係条項〉

第32条(キャッシングサービス) 1.当社より利用を認められた本会員は当社の指定する取扱場所において、カードならびにキャッシングノートを提示のうえ、取扱場所を通じて当社よりキャッシングサービス(金銭の借入)を受けることができます。なお、現金自動支払機(以下「CD」という。)または現金自動預払機(以下「ATM」という。)での利用の場合はカードおよび登録されている暗証番号を操作することにより同様のことができます。また、家族会員はCD・ATMでの利用に限り、借り入れることができます。なお、キャッシングサービスの利用方法については当社が指定する場合があります。 2.月間(毎月16日から翌月15日まで)のキャッシングサービス利用限度額は、当社所定の額とし別途通知するものとします。 3.借入金に対しては当社所定の利率をもって計算された手数料を当社に支払うものとします。手数料は借入日の翌日から返済日まで年365日の日割計算とします。 4.国外におけるキャッシングサービスの利用方法、借入金額および手数料は、第1項・第2項・第3項にかかわらず国別に当社が定めるものとします。 5.借入金返済の時期ならびに方法は、借入日をカード利用日として第9条を準用します。 6.当社は会員のカード利用状況等に応じて、利用限度額を増額または減額し、あるいは新たな融資を中止することができるものとします。

第33条(5DAYSキャッシング) 1.本会員は、当社の指定したCD・ATMを利用して5DAYSキャッシングを利用できることもあります。この場合には、当社所定の手数料を当社に支払うものとします。 2.第1項のサービスを利用した場合には、第9条にかかわらず、利用日の翌日から起算して金融機関の5営業日後に、利用金額と手数料を合算した金額を預金口座から口座振替の方法により支払うものとします。 3.利用金額は、カード・ローン融資極度額設定会員についてはカード・ローン借入可能残高の範囲で最高30万円まで、カード・ローン融資極度額未設定会員についてはキャッシングサービスの利用可能残高の範囲内とします。なお、5DAYSキャッシングの利用金額のうち、支払いが済み、かつ当社所定の手続きが終わった金額については繰り返し利用できます。 4.第2項の支払期日に支払いがない場合、カード・ローン融資極度額設定会員はカード・ローンの借入が、カード・ローン融資極度額未設定会員は、キャッシングサービスの利用が口座振替日にあったものとみなします。なお、5DAYSキャッシングの所定の手数料は利用金額に加算して支払うものとします。

第34条(カード・ローン、極度貸付制度) 1.当社から融資極度額を設定された本会員は、その極度額の範囲内で繰り返し、当社から次の第2項から第5項の要領により借入できます。 2.融資方法および融資日本会員から所定の方法により申し込みを受けた後、預金口座へ融資金を振り込む日を融資日とします。ただし、CD・ATMの場合には、その場で融資したことになります。1回の融資金額、1日の合計融資金額等については、カード・ローン規定に従うものとします。 3.返済方法(1)返済開始日は、毎月15日までに融資したものは、翌月10日、毎月16日から末日までに融資したものは、翌々月10日とします。(2)本会員は、別途当社が通知する額の元金部分返済金と、当社所定の利率をもって年365日の日割方式により計算された利息を、毎月支払うものとします。ただし、返済方法変更の届け出があった場合は、その届け出によるものとします。 4.当社は会員のカード利用状況等に応じて、融資極度額を増額または減額し、あるいは新たな融資を中止することができるものとします。 5.本会員は本ローンを利用した場合、所定の年間手数料を当社に支払うものとします。支払日は応諾日の1年後の同日を基準として、毎月15日に締め切り翌月10日に後払いしていただきます。次年度以降の年間手数料は、借入または融資残高があるとき毎年前記支払月の10日に支払うものとします。なお、年間手数料は本ローン契約が期間の中途で失効した場合においてもお支払いいただきます。(なお、ゴールド会員の場合には、年間手数料にかえて、融資の都度当社所定の取扱手数料を第9条の方法により支払うものとします。)

(KKB01・111・960801)

〈ご相談窓口〉

1.商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2.本規約についてのお問い合わせ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については下記におたずねください。

株式会社三和カードサービス お客様相談室
本社 〒160 東京都新宿区西新宿1-6-1(新宿エルタワー) ☎03(3340)6921
支社 〒541 大阪市中央区瓦町2-1-1(瓦町三和三信ビル) ☎06(208)0800

(GSM01・111・961127)

リボルビング払いのご案内

③

1.毎月のお支払い元金

締切日(毎月15日)のご利用残高	毎月のお支払い元金 ※ 定額コース	標準コース	短期コース
10万円以下	ご指定の金額(5千円以上5千円単位)	1万円	2万円
10万円超20万円以下		2万円	4万円
20万円超10万円ごとに		1万円加算	2万円加算

※ ご指定のない場合は定額コース1万円とさせていただきます。

2.手数料率
実質年率 9.00%〜13.20%〔月利0.75%〜1.10%〕
(13.20%を基準として、ご利用状況により変動いたします。)
〔初回日割計算:手数料率×日数(締切日の翌日より翌月10日まで)/365日〕
※手数料は締切日のご利用残高に手数料率を掛けて算出します。

3.お支払い例(定額コース1万円、手数料率13.20%の場合)
6月30日に7万円をご利用の場合

(1)8月10日のお支払い
①お支払い元金 10,000円
②手数料 658円(7万円×13.20%×26日/365日)
③8月10日の弁済金 10,658円(①+②)

(2)9月10日のお支払い
①お支払い元金 10,000円
②手数料 660円(6万円×1.10%)
③9月10日の弁済金 10,660円(①+②)

カードのご案内

(E)

	一般カード	学生の方
カード利用限度額	10万円〜100万円	10万円
リボルビング利用限度額	10万円〜100万円	10万円
キャッシングサービス利用限度額	0〜20万円	0〜3万円
カード・ローン融資極度額	0〜200万円	—

※"カード利用限度額"には、"リボルビング利用限度額""キャッシングサービス利用限度額"が含まれます。
※新規ご入会時の各利用限度額、融資極度額は左記の範囲で別途ご通知いたします。
※JCBカードを複数枚お持ちの場合は、それぞれのカードの利用限度額・融資極度額の範囲でご利用いただけますが、カードのご利用金額の合計がお持ちのカードのうち最も高い限度額・極度額を超えない範囲といたします。

キャッシングおよびローンのご案内

(本ご案内のなかでカード・ローンについては、学生会員の方には適用されません。) (ア)

名称	融資金額	融資利率	返済方法	返済期間・返済回数	担保
キャッシングサービス	1万円〜20万円	年利27.80%	元利一括払い	25日〜55日・1回	不要
5DAYSキャッシング	1万円〜30万円	実質年利15.21%〜36.50%(ご利用金額に対して0.50%)	元利一括払い	5日〜12日・1回	不要
カード・ローン	融資極度額(10万円〜200万円)の範囲内	年利12.60%〜16.80% ※ 年間手数料1,000円(消費税別)	毎月元金定額払い ボーナス併用払い ボーナス月のみ元金定額払い	毎月15日締切 翌月10日払い	不要

※ 表記の最高利率を基準に、ご利用状況により変動いたします。

●遅延損害金 年30.00%

取扱会社:株式会社三和カードサービス〈登録番号:関東財務局長(5)第00235号〉
〒160 東京都新宿区西新宿1-6-1(新宿エルタワー)☎03(3340)6921

国内で 海外で JCBならではのサービスです。

■いつでも、サインひとつでOK

ご利用はカードを提示してサインするだけ。JCBのステッカーのある国内・海外440万の加盟店でご利用いただけます。デパート、専門店をはじめ、いろいろな場所で幅広く使えるカードです。

■海外でも"使えるカード"です

アメリカ・ヨーロッパ・アジアなど、世界160カ国で国内同様に使えます。さらに、JCBならではの海外サービスもご用意しています。

●JCBプラザ・JCBデスク
世界の主要都市に設置された、会員の皆様のためのサービスネットワークです。

●JCBショッピング&ダイニングパスポート
海外の有名ブランド店や有名レストランで優待サービスが受けられます。

JCBプラザ・ニューヨーク　JCBショッピング&ダイニングパスポート　Ⓐ

■うれしい機能とサービスいろいろ

●東京ディズニーランド®公認カード
●ホテル・旅館、映画館、遊園地などの優待割引
●JCBギフトカード・東京ディズニーランドギフトカード
●チケット予約
●航空券・ホテルなどの予約・手配など。

■カードを利用するとうれしい特典

JCBカードのご利用金額に応じて自動計算されたポイントを、お好きなものと交換できるのが「JOY JOYポイントプログラム」。バラエティー豊富な商品の中から目当ての品を選べば、JCBカードを使う楽しみが広がります。

お問い合せ JCBインフォメーションセンター 9:00AM〜5:00PM 日・祝休
プッシュ回線 ⊡8900 東京 0422-76-1700 大阪 06-941-7900 福岡 092-712-4450

※電話番号はお間違いのないようおかけください。

料金受取人払

芝局承認 9911

差出有効期間 平成11年3月31日まで

105-00
200

(受取人)
東京都港区虎ノ門4-3-1
コナミ株式会社 CE事業部内
コナミエンタテインメントクラブ事務局 行

株式会社 三和カードサービス
〒160 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー 電話(03)3340-6921(代表)
〒541 大阪市中央区瓦町2-1-1 瓦町三和三信ビル 電話(06)208-0800(代表)

77103★9703・070(50)DN

カード会員申込書

KONAMI ENTERTAINMENT CLUB

JCB CARD & ジュニアカード

コナミ株式会社
株式会社三和カードサービス

キリトリ線
※この部分は不要ですので、切りとったうえ、ご返送ください。

※該当する項目の◯に◯印をお付けください。(入会申込書はお返しいたしません。)

コナミエンタテインメントクラブ JCBカード入会申込書　個人用

コナミ株式会社　御中
株式会社三和カードサービス　御中
株式会社ジェーシービー　御中

私は、裏面の会員規約(抄)および規定を承認のうえ下記のとおり申し込みますので、審査のうえ入会が認められた場合、カードを発行してください。

裏面記載の会員規約(抄)をよくお読みのうえ、お申し込みください。
この申込書で所定の審査のうえ、カード発行の手続きおよび「ご利用代金お支払い口座」などの登録をさせていただきます。必要事項を正確にご記入ください。
※なお、審査の結果ご希望にそいかねることもございますので、あらかじめご了承ください。
●すでにJCBカードをお持ちの方は、必ずその会員番号をご記入ください。

会員番号 3 5　有効期限 月/年

K C S FCコード 提携先コード: 10 12111 01855
SK　O H N R
提携先使用欄

1.すべての項目にご記入ください。

❶ご希望のカード: ① Shioriカード 00・84　② パワプロ君カード 01・85　③ KECロゴカード 02・86
ご指定のない場合は③のデザインとさせて頂きます。

❷リボルビング払い元金: Ⓒ5千円 Ⓓ1万円 Ⓔ1万5千円 Ⓕ2万円 Ⓖ3万円 Ⓗ5万円
※ご指定のない場合はⒹ1万円となります。

❸お申込ご本人について
ご記入日 平成 年 月 日
フリガナ
申込人氏名(自署)　必ずご捺印ください。印
大・昭 年 月 日生 歳　男・女
暗証番号　本人確認用の番号です。「0000」以外の、数字をご記入ください。(生年月日および電話番号以外の数字をおすすめします。)
カードの氏名は、ローマ字で表示されます。ご希望のローマ字表記のある方のみご記入ください。
ローマ字名(活字体) ●FIRST NAME (名)　●LAST NAME (姓)
ご家族: 配偶者 (Ⓐあり Ⓑなし)　子供 (Ⓒあり Ⓓなし)　同居ご家族(独身の方のみ)(Ⓔ親 Ⓕそのほか Ⓖなし)
お住まい: ① 持家(自己保有) ② 持家(家族保有) ③ 社宅・寮 ④ 賃貸公社公団 ⑤ 賃貸マンション・借家 ⑥ 賃貸アパート ⑦ その他( )
ご自宅 ☎ ( )　居住年月 年 カ月
フリガナ 〒
ご住所 都道府県 市郡区

❹カードご利用代金お支払い口座
お申し込みご本人の口座をご指定ください。
お支払い口座: 銀行・信金・信組・労金・農協・漁協　支店・出張所
① 普通預金 ② 当座預金　口座番号
※右づめでご記入ください。
お取引き内容: ① 普通 ② 当座 ③ 公共料金 ④ 定期、信託 ⑤ 積定、定積 ⑥ 財形 ⑦ 給与振込 ⑧ 年金 ⑨ 金融機関カードローン ⑩ 住宅ローン　取引年数 ( )年
1110 0171
金融機関コード

2.該当する箇所にご記入ください。

❻で①②③⑤⑥⑧の方はこちらにご記入ください。(③⑧の方は「お勤め先または屋号」の欄にお仕事についてご記入ください。)なお、⑥の方は配偶者についてご記入ください。

❻お申込ご本人について
① お勤めの方
② 自営業の方
③ 自由業(弁護士・著述家等)の方
④ 年金が主な収入の方
⑤ パート・アルバイトの方
⑥ お申込人が無職で配偶者に収入のある方
⑦ 学生の方 ※以降⓫よりご記入ください。
⑧ 上記以外の方

❼年収 ❻で⑥の方は世帯収入　万円(前年度・税込)

❽お勤め先
フリガナ お勤め先または屋号　所属部課(出向先名・派遣先名)　役職名
勤務地ご住所 〒
勤務地 ☎ ( ) 内線( )　入社年月 昭・平 年 月
本社代表 ☎ ( )　設立(創業) 明・大・昭・平 年 月
従業員数(人): ① 6未満 ② 6以上 ③ 10以上 ④ 30以上 ⑤ 50以上 ⑥ 100以上 ⑦ 300以上 ⑧ 500以上 ⑨ 1000以上
資本金(円): ① 300万未満 ② 300万以上 ③ 500万以上 ④ 1000万以上 ⑤ 3000万以上 ⑥ 5000万以上 ⑦ 1億以上 ⑧ 3億以上 ⑨ 10億以上
※お勤め先が変わられた方はご記入ください。前勤務先　勤続( )年

❾配偶者について ❽で配偶者についてご記入の方はご記入ください。
フリガナ 配偶者氏名
大・昭 年 月 日生

❿資産・借入など
無担保借入 件 万円(合計残高)
住宅ローン 万円(合計残高)
お持ちのカード: ① ダイナース ② DC ③ ミリオン ④ 住友VISA ⑤ UC ⑥ アメックス ⑦ その他( )
自宅以外の所有不動産所在地

ぜひお申し込みください。
●情報誌「カードエイジ」定期購読お申し込み欄
好評の特集記事をはじめ、各種キャンペーンのご案内やご優待、プレゼントなど、JCBカードがますます使える情報が満載です。
年間購読料 2,913円(消費税別)(年10回配本・自動継続)
① 申し込む ② 申し込まない

3.未成年または学生の方は、ご記入ください。

⓫親権者について 20歳以上の学生の方もご記入ください。
フリガナ 氏名　お申込人との続柄　ご住所 〒 ☎ ( )
大・昭 年 月 日生

⓬親権者同意欄
★未成年の方は、親権者の同意が必要です。(同意の確認をさせていただきますのでご了承ください。)
私は、申込人の本書による入会申込について同意します。
フリガナ 親権者氏名(自署)　親権者印

⓭通学先 学生の方はご記入ください。
フリガナ 学校名　学年 年生　卒業予定 平成 年3月
就職内定先(内定されている方のみ)
フリガナ お勤め先または屋号　本社所在地〒 ☎ ( )
入社予定 平成 年 月

⓮学生証コピー貼付欄 ※下向きに貼って上へ折り込んでください。 確認印
必ず、学生証のコピーを、この欄にのりづけしてください。

金融機関使用欄
店番コード 332 三和銀行 虎ノ門 支店
取次経緯: 1.外交、融資、外為、勧誘(53) 3.店頭勧誘(54) 4.本人申込(60) ⑤.提携先獲得(55) その他( )
確認印: 支店長または統括次長確認印 / 在籍確認印 / 入会意思確認印 / 受付印

FC欄 / JCB欄
カード会社使用欄: ルートコード 受付BKコード 2055000 8332 / 店コード 紹介コード

※この部分は不要ですので、切りとったうえ、ご返送ください。
キリトリ線

●右の預金口座振替依頼書も必ず同じ口座をご記入ください。

預金口座振替依頼書ご記入にあたって

■預金口座振替依頼書は、金融機関への提出用です。
❹でご記入いただいたカードご利用代金お支払い口座と同一の預金口座を❺にご記入ください。

■訂正する場合には訂正箇所に金融機関へのお届け印をご捺印のうえ、お書き直しください。(修正液はご利用いただけません。)

❺預金口座振替依頼書 (JCBクレジット利用代金)

収納企業 1 株式会社ジェーシービー 2
平成 年 月 日
お申し込みご本人の口座をご指定ください。
預金口座: 銀行・信金・信組・労金・農協・漁協　支店・出張所　御中
① 普通預金 ② 当座預金　口座番号
※右づめでご記入ください。
フリガナ
氏名　必ずご捺印ください。
金融機関コード　捨印　金融機関お届け印

私は、上記収納企業(以下甲という)から請求された金額を私名義の上記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

預金口座振替規定

1.甲から貴店に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、毎月所定日(当日が金融機関休業日の場合には翌営業日)に請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2.振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を甲に返戻してもさしつかえありません。また、振替日以降任意の日に、貴店が甲から請求のあった金額(振替日請求額の全額または一部)を引落しのうえ支払ってもさしつかえありません。
3.この契約を解約するときは、私から貴店に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり甲から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出しない限り、貴店はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4.この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、一切私と甲との間で解決し、貴店には迷惑をかけません。

以上

(111) 店番 / 店名 / 検印 / 印鑑照合 / 係印

金融機関使用欄
本依頼書に不備のある場合には、下記該当箇所に◯印を付け、甲へご返送ください。
1.預金取引なし 2.記載事項等相違(店名・預金種目・口座番号・口座名義) 3.印鑑相違 4.その他( )

クレジット会社使用欄

最後にご確認ください
□ご住所・電話番号・暗証番号ご記入いただいていますか。
□印鑑 ※3ヵ所(親権者の同意が必要な方は4ヵ所)にはっきりとご捺印ください。
□❹のカードご利用代金お支払い口座ご記入いただいていますか。
□❺の預金口座振替依頼書 ※❹と同一の口座をご記入いただいていますか。

KECジュニアカード申込書

コナミ株式会社　御中
私は、下記記載の会員規約を承認の上、私の子供のKECジュニアカード会員の入会申込みをいたします。

カード番号
ご希望カード欄 ① ② ③ ④ 裏面ご参照

●太枠内にもれなくご記入ください。
ご住所: 〒 ー　フリガナ　都道府県
※アパート・マンション・寮等の場合は、名称・号棟・室番号までご記入ください。
TEL 自宅・寮・呼出 ( )
ご氏名: フリガナ
ローマ字 19文字以上の方は、FIRST NAME(名)をイニシャルでご記入ください。
1男 2女　1昭 2平 年 月 日生 歳　職業または学年
保護者署名: フリガナ　印

※このカードは、18歳以下の方が申し込みいただけるIDカードです。クレジットカードではありません。

ジュニアカード申込の方はこの申込書のみにご記入ください。

KECジュニアカード会員規約

【第一条　入会資格】
KECジュニアカードは、18歳以下の方を対象とし、入会に際し保護者承認印を条件といたします。会員の資格はKECジュニアカード(会員証)をもってあらわし、数々の特典をご利用いただけます。

【第2条　申し込み方法】
申し込み方法は、入会申込用紙に必要事項を記入し、KECジュニアカード係まで郵送いただきます。

【第3条　カードの譲渡・貸与】
KECジュニアカードは、他人に譲渡・貸与することはできません。カードの所有権はコナミ株式会社に属します。カード名義人ご本人以外からの変更手続きは、お断りいたします。

【第4条　変更手続き・紛失】
① 会員はコナミ株式会社と東洋興業株式会社が相互に業務上必要な範囲で会員のカード入会に関する情報の提供または、交換がなされることに同意します。
② 入会申込書の記載事項に虚偽が認められた場合はカードを無効とし、会員名簿より削除することがあります。
③ 会員規約は諸事情により、変更されることがあります。